

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第2号の規定により、告示する。

令和8年4月15日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定の有効期限
233	有限会社豊永プランニング	永澤 龍也	千葉県佐倉市ユーカリが丘 六丁目8番1号	令和13年3月17日
237	株式会社ナガミネ	長嶺 裕子	千葉県東金市台方 1584番地1	令和13年3月25日
243	株式会社クリーンライフ	元村 祐次	大阪府吹田市広芝町 6番10号	令和13年6月27日